

「ミラノコルティナオリンピック」

毎日ハラハラ・ドキドキ、そしてワクワクしながら観戦しました。どの競技もスピード・技術ともに年々レベルが上がり、見ていて本当に楽しい一方で、選手たちは常に危険と隣り合わせで戦っているのだと、改めて感じました。骨折を抱えながら滑り切った平野歩夢選手をはじめ、大ケガと向き合い、それを乗り越えて出場していた選手がほとんどでしょう。もちろんケガをしないのが一番ですが…。



スポーツ中にケガをしたときの補償は？ もし人にケガをさせてしまったら？

自分のケガの補償には「傷害保険」への加入を！

スポーツ中のケガはたとえ自分に過失がなくても、

「スポーツには危険が伴う」ことを参加者が

承諾しているとみなされるため、

原則として損害賠償請求の対象とはなりません。

ただし、相手が故意に危険なプレーをしたり、

明らかにルールを守っていなかったりなど

「違法性」が認められる場合、損害賠償請求が

発生する可能性があります。

賠償責任が問われないケース

- ・バレーでレシーブをしようとした際、他の選手とぶつかり負傷させた。
- ・テニスのプレー中に打球が相手の目に当たった。

↓
競技中に想定される範囲の事故
であり賠償責任なし

賠償責任が問われるケース

- ・ゴルフ場内で、クラブを振るべきでない場所で素振りをし、通行人にクラブが当たり負傷させた。

↓
周囲確認を怠った「過失」があるため
賠償責任あり

スポーツは楽しむためのもの。
ルールを守り周囲に配慮しながら
安全にスポーツを
楽しみましょう！



●損害賠償責任はだれがどんな時に負う？

- *加害者本人…故意や過失が認められる場合
- *監督や団体等…安全管理義務を怠った場合
- *施設管理者…安全に利用できる環境を整えず、義務違反があった場合

●賠償責任保険にも加入した方が安心!

安心してスポーツを楽しむためには、賠償責任保険への加入も有効です。

- ・個人向け → 「個人賠償責任保険特約」
自動車保険や火災保険、傷害保険に付帯できます。
- ・団体・施設向け → 「賠償責任保険」

